議会改革推進特別委員会協議事項（Ｒ８．１１．１６）

１．検討項目に関する作業部会からの報告及び協議について

○①予算と決算の連動について、⑲議会からの予算要求の仕組み化について

○作業部会の内容について報告。

○作業部会で示された以下の２案を踏まえ、本項目について協議。

※提言の方法（作業部会Ａ班で示された案）

【案１】提言の対象を「施策」とする方法

・９月定例会の審査日程を例年より長く取り、決算議案の審議が終了したのち、提言を行うための一定期間を確保し、各分科会ごとに分かれて提言の取りまとめを行う。

【案２】提言の対象を「事業予算」とする方法

・７・８月の常任委員会において現年度の執行状況を確認し、９月の前年度決算の審議を経て、１０・１１月の常任委員会で再度執行状況を確認した上で、翌年度の事業予算要望を各常任委員会ごとに取りまとめる。

○ミクロの視点（小事業ごとに、当初予算から決算に至るまでの過程が分かる資料の提出）については、現在、執行部と調整中。調整が整い次第、改めて報告。

○⑪議案審査について

※参照　資料①

○作業部会の内容について報告。

○前回の委員会で佐野委員より申出のあった、中核市の委員会における付託議案の審査方法の調査結果について、事務局より説明。

○１議案ごとの審査の試行実施を行うことについて協議。

○試行実施を行う場合のスケジュール（案）について。
・令和９年１月、２月の作業部会、本委員会において、試行実施の方法を協議、決定
・令和９年６月定例会、９月定例会の２回で試行実施
・令和９年１０月・１１月の本委員会で、振り返り及び今後の実施方法について協議

○⑬本会議質問における時間計測方法について

※参照　資料②、③

○作業部会の内容について報告。

○直近１年間の代表質問の質問時間について、事務局より説明。

○片道保障の試行実施について協議。

○試行実施を行う場合、以下の２点について協議。
・試行実施のスケジュール（令和８年１２月定例会及び令和９年３月定例会で試行を行い、令和９年４月・５月の本委員会で試行の結果を検証し、本格実施の是非を協議）
・質問者の持ち時間の設定（前回の試行では３５分。質問時間の平均は、前回試行時及び直近１年間の代表質問とも約２９分）

○⑭委員会における議員間討議の活性化について

※参照　資料④～⑥

○作業部会の内容について報告。

○委員間討議の試行実施に関するアンケートの結果、本格実施すべきという意見と、実施する必要はないという意見が、ほぼ半数で拮抗。また、必要な時に実施すればよいという意見が双方から寄せられている。

○委員間討議は議会基本条例にも規定されていることから、委員間討議ができる環境は残しつつ、各委員が課題だと思うテーマがある時に限り実施することとし、最低限のルールとして、資料⑥のとおり実施要領案を作成している。

○正副委員長案のとおり、１２月定例会以降の委員間討議を実施することについて協議。

○⑮議会制度について（通年議会）、年間スケジュールの固定化について

＜通年議会について＞

※参照　資料⑦

○作業部会の内容について報告。

○作業部会で示した正副委員長案

・本市議会では、閉会中の継続調査の議決に基づき閉会中も各常任委員会を開催しているほか、特別委員会や議会運営委員会など、年間を通じて多くの会議を開いており、既に通年議会のような活動をしていることから、通年議会は導入せず、現状のままとする。

※作業部会での主な御意見
・視察を通じて、現状の本市議会においては通年議会の導入は難しい（提案会派）
・予算の執行管理の観点から、通年議会の必要性も感じた
・通年議会とする場合でも、軽微なものは専決処分とし、重要な案件は議会に諮るよう線引きができるのではないか
・政策判断を伴う専決処分については、臨時会を開くよう市長に求めるなど、臨時会を開くハードルを下げることができないか

○通年議会について協議。

＜年間スケジュールの固定化について＞

※参照　資料⑧

○議会の招集権限は原則として市長にある（地方自治法第１０１条第１項）ことから、定例会の日程ではなく、閉会中の委員会の日程を固定化することとし、令和９年度の年間スケジュール案を作成している。

○早い段階で日程が分かれば議員活動や業務の計画が立てやすいこと、執行部からも、あらかじめ日程を決めてほしいとの要望があること、日程調整が困難であること、
正副議長や執行部の公式行事の予定などを踏まえて固定化することが可能であることから正副委員長案を作成した。

○年間スケジュール案の内容について、事務局より説明。

○作業部会では、８月にも常任委員会を入れてはどうかという意見があったが、議員・理事者の休暇も加味し、８月には予備日以外、委員会を入れない案としている。

○１０月・１１月の常任委員会の開催については、①・⑲の提言の仕組みによっては変更が生じる可能性がある。

○年間スケジュールの固定化について協議。

○③市長等の事務の執行における監視及び評価を行うことについて

※参照　資料⑨

○作業部会の内容について報告。

※論点
①法的な支援を必要とする場面（相談内容・範囲）
→条例案の法的検討、市の事務執行に対する法的チェック、地方自治法上の議会権限についての助言、１００条調査等に関する法的助言、情報公開・個人情報保護・行政訴訟・住民訴訟等に関係する問題の検討・整理、委員会の質疑の法的な論点の整理、議員からの個別相談、政策提言・議員提案条例の立法の場面
②契約の方法（議会費で契約、政務活動費で契約）
③その他（議会に精通した弁護士に依頼すべき、相談件数と費用とのコスパ)

○他市の事例について、事務局より説明。

○どのような場面で法的な支援が必要なのか、議会事務局を通した相談では支障が生じた場面等があったのかなど、具体的な活用の場面を整理し協議。

○④地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決事項の検討について

※参照　資料⑩、⑪

○作業部会の内容について報告。

○各常任委員会において積極的に報告を行うことについて、議長より執行部に対し申入れを行った後の経過について、事務局より説明。

○令和８年度に終了する計画については既に１６計画中１２計画は次期計画策定に向けた何らかの報告をいただいている。
作業部会においては、口頭報告では質疑を行うのは難しいなどの報告の仕方や内容についても意見が寄せられていた。

○議決事件の拡大については、提案会派（日本維新の会）において条例改正の素案を作成中であり、次回の作業部会までに案が示される予定。

○報告いただいた内容を含め本件について協議。

○⑥議員報酬について

＜長期欠席議員への報酬に関することについて＞

※参照　資料⑫

○作業部会の内容について報告。

○中核市６２市のうち、長期欠席の場合に議員報酬を減額し、又は支給しないとする規定を設けている市は２１市（令和７年６月の豊田市の調査結果による１８市に、豊田市、呉市、いわき市を加えたもの）。

○議員が長期欠席する場合に議員報酬の減額等をすることについて協議。

＜期末手当の加算率について＞

※参照　資料⑬

○作業部会の内容について報告。

○期末手当の加算率について協議。

○⑦議員定数について

※参照　資料⑭～⑯

○作業部会の内容について報告。

○前回、平成２０年に議員定数を削減した際の議論の経過について（資料⑭）。

○令和１１年７月の改選に反映させるため、令和１０年６月定例会での条例改正から逆算して整理したスケジュール案（資料⑮）について、事務局より説明。

○本スケジュール案のとおり進めることについて協議。

○定数の見直しに向けた論点について協議。

○整理した論点で、次回以降、定数の見直しに向けた議論を行う。あわせて、市民意見の聴取の方法についても協議する。

○⑧議選の監査委員について

※参照　資料⑰

○作業部会の内容について報告。

○令和８年１０月時点で、中核市６２市のうち議選の監査委員を設置していない市は、大津市、佐世保市、西宮市の３市。

○代表監査委員との意見交換の機会を設けることについて。

○議選の監査委員の廃止について協議。なお、議選の監査委員を残す場合は、監査委員の交代時期を６月から９月に変更することについても併せて協議。

２．ロードマップについて

○本日の協議により終了した項目について、ロードマップの整理

○試行実施を行う項目の検討期間の延長について

○変更点については、本日付けでロードマップを改正し、議員ポータルで送付するとともに、ホームページに掲載する。

３．その他

○中間報告について

・１２月定例会において、本委員会の中間報告を書面で提出させていただく。内容は正副委員長に御一任いただく。

○次回の本委員会の開催日については改めて調整する。